

III 各児童相談所の概要

1 中央児童相談所の概況



(1)所在地

〒379-2166 群馬県前橋市野中町360番地の1

電話 027-261-1000 (FAX 027-261-7333)



(注) 総合案内板を国道50号線の南北2ヶ所に設置 (◆)

<中央児童相談所 施設概要>

(2) 敷地面積

9,648.54m²

(3) 建 物

本 館 鉄筋コンクリート造り2階建(1,041.43m²)

一時保護所(幼児棟) 鉄筋コンクリート造り平屋建(298.48m²)

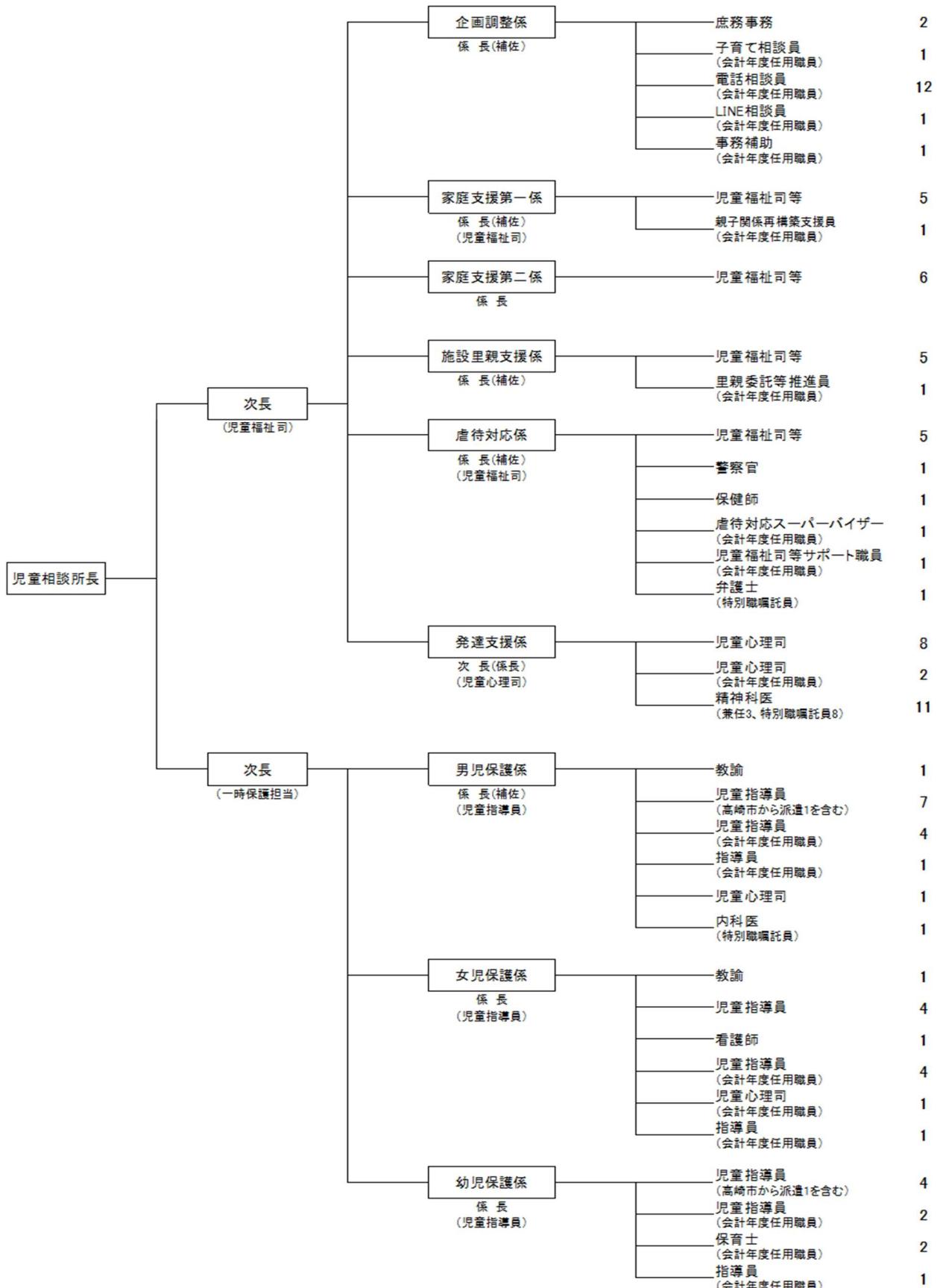
一時保護所(学齢児棟) 鉄筋コンクリート造り2階建(1,555.57m²)

(4) 沿 革

昭和23年5月5日	前橋市大手町(旧曲輪町)済生会前橋診療所の2階に群馬県児童相談所として発足する。
昭和24年3月30日	前橋市住吉町(旧小柳町)に庁舎新築移転、同時に一時保護所開設それぞれ出先機関(廻)として独立する。
昭和27年3月31日	組織を庶務係、相談措置係、判定指導係、一時保護係の4係制とする。
昭和32年10月31日	組織を相談調査課、判定指導課、一時保護課、児童福祉司室の3課1室制とする。
昭和35年5月1日	高崎児童相談所設置により群馬県中央児童相談所と名称が改められ、所管区域が前橋市、桐生市、伊勢崎市、太田市、沼田市、館林市、渋川市、勢多郡、北群馬郡、吾妻郡、利根郡、佐波郡、新田郡、山田郡、邑楽郡と定められる。(7市8郡)
昭和38年10月1日	前橋市下小出町689番地の1に新築移転する。
昭和42年8月1日	太田児童相談所設置により所管区域が前橋市、伊勢崎市、沼田市、渋川市、勢多郡、北群馬郡、吾妻郡、利根郡、佐波郡と定められる。(4市5郡)
昭和44年4月1日	群馬県精神薄弱者更生相談所が併設される。
昭和46年8月1日	組織を企画調整課、相談調査課、判定指導課、一時保護課とする。
昭和47年8月1日	言語訓練コーナー開設。
昭和48年9月1日	言語訓練コーナーは、言語訓練室として福祉会館内に移転、機能設備を充実して事業を開始する。
昭和52年4月1日	次長を置く。
昭和53年4月1日	群馬県精神薄弱者更生相談所は分離され、群馬県心身障害者福祉センターに移転する。
昭和59年3月16日	前橋市野中町360番地の1に新築移転する。
平成4年3月1日	言語訓練室を新庁舎内に統合した。
平成5年8月10日	「こども家庭110番」設置。
平成11年4月1日	電話相談室を増設する。
平成12年4月1日	中部福祉事務所・中部保健所・中央児童相談所が統合されたことに伴い、前橋保健福祉事務所児童相談部となる。組織を相談調査課、判定指導課、一時保護課とする。
平成13年4月1日	高崎・太田児童相談所の一時保護所を中央児童相談所の一時保護所に統合する。
平成14年7月15日	管轄区域整合化に伴い、勢多郡新里村、黒保根村及び東村の管轄が太田児童相談所へ変更になる。
平成15年4月1日	夜間電話相談(20:30~8:30)開始
	係長(虐待対策担当)を設置。
	一時保護所増築(定員17→21人)電話相談室増築
	組織を相談調査グループ、虐待対応グループ、判定指導グループ、一時保護グ

	ループとする。
平成16年3月15日	一時保護所事務室増築する。
平成16年4月1日	名称が前橋保健福祉事務所こども相談部となる。組織を子育て支援グループ、家庭支援グループ、虐待対応グループ、発達支援グループ、保護支援グループとする。
平成17年4月1日	附置機関としてぐんまこども相談センターを設置する。 前橋保健福祉事務所からこども相談部が独立し、中央児童相談所となる。
平成18年4月1日	吾妻地域、利根沼田地域の相談窓口として、中之条保健福祉事務所に吾妻児童相談グループを、沼田保健福祉事務所に利根沼田児童相談グループを設置する。 前橋市新前橋町13番地の12(社会福祉総合センター内)に附置機関として発達障害者支援センターを設置する。
平成19年4月1日	虐待対策主監を置く。
平成19年10月20日	仮設庁舎設置する。(子育て支援グループ、保護支援グループ事務室)
平成20年3月31日	ぐんまこども相談センターを廃止する。
平成20年4月1日	組織を企画調整係(新設)、家庭支援係、施設里親支援係(新設)、虐待対応係、発達支援係、一時保護係、吾妻児童相談係(中之条保健福祉事務所駐在)、利根沼田児童相談係(沼田保健福祉事務所駐在)とする。
平成20年4月1日	発達障害者支援センターが独立機関となる。
平成21年7月1日	電話相談の名称を「こどもホットライン24」とする。
平成22年3月31日	一時保護所内に幼児棟を仮設設置
平成22年4月1日	虐待対策主監、スーパーバイザーを廃止する。 渋川市(渋川保健福祉事務所内)に北部支所を開設。同時に吾妻児童相談係(中之条保健福祉事務所駐在)、利根沼田児童相談係(沼田保健福祉事務所駐在)を廃止する。
平成22年9月1日	虐待対応係に警察官を置く。
平成23年4月1日	次長(一時保護担当)を設置。
平成23年8月8日	一時保護所学齢児棟を開設、運用開始。
平成24年3月22日	一時保護所幼児棟運用開始。
平成26年4月1日	虐待対応スーパーバイザーを置く。
平成29年4月1日	メール相談専用のアドレスを設置し、メール相談を開始する。
令和元年12月18日	北部支所に北部発達支援係を設置する。
令和2年4月1日	弁護士(嘱託)を置く。
令和4年4月1日	LINE相談を開始する。
令和5年4月1日	一時保護係を廃止し、男児保護係、女児保護係、幼児保護係を置く。
令和5年10月2日	北部支所に次長を置く。
令和5年10月22日	北部支所に北部虐待対応係を設置する。 家庭支援係を廃止し、家庭支援第一係、家庭支援第二係を置く。 群馬県北部児童相談所創設に伴い、中央児童相談所北部支所を廃止する。 群馬県警少年サポートセンターが中央児童相談所内に移転する。 一時保護所において、意見表明等支援事業を試行し、外部のアドボケイトの受け入れを開始。

(5) 機構(令和7年4月1日現在)

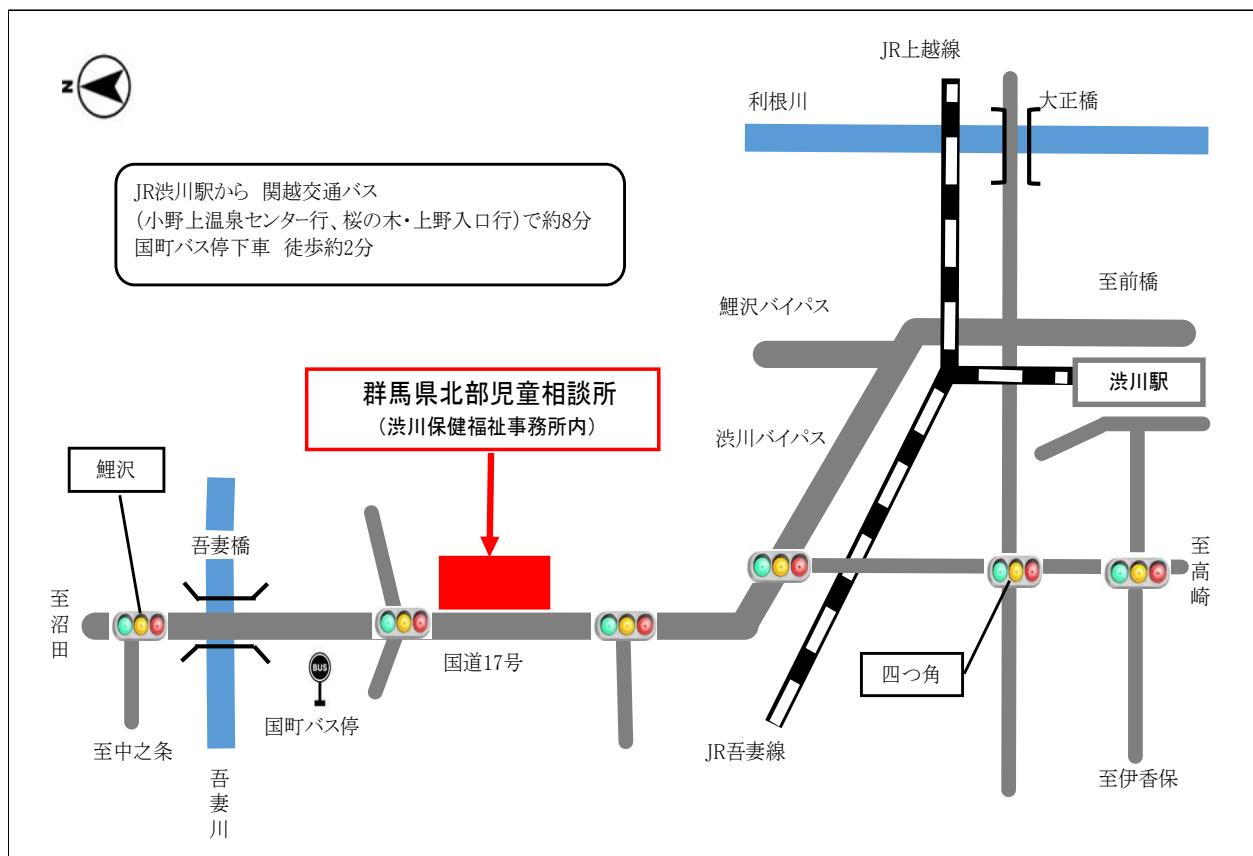


2 北部児童相談所の概況



(1)所在地

〒377-0027 群馬県渋川市金井 394
電話 0279-20-1010 (FAX 0279-22-2277)



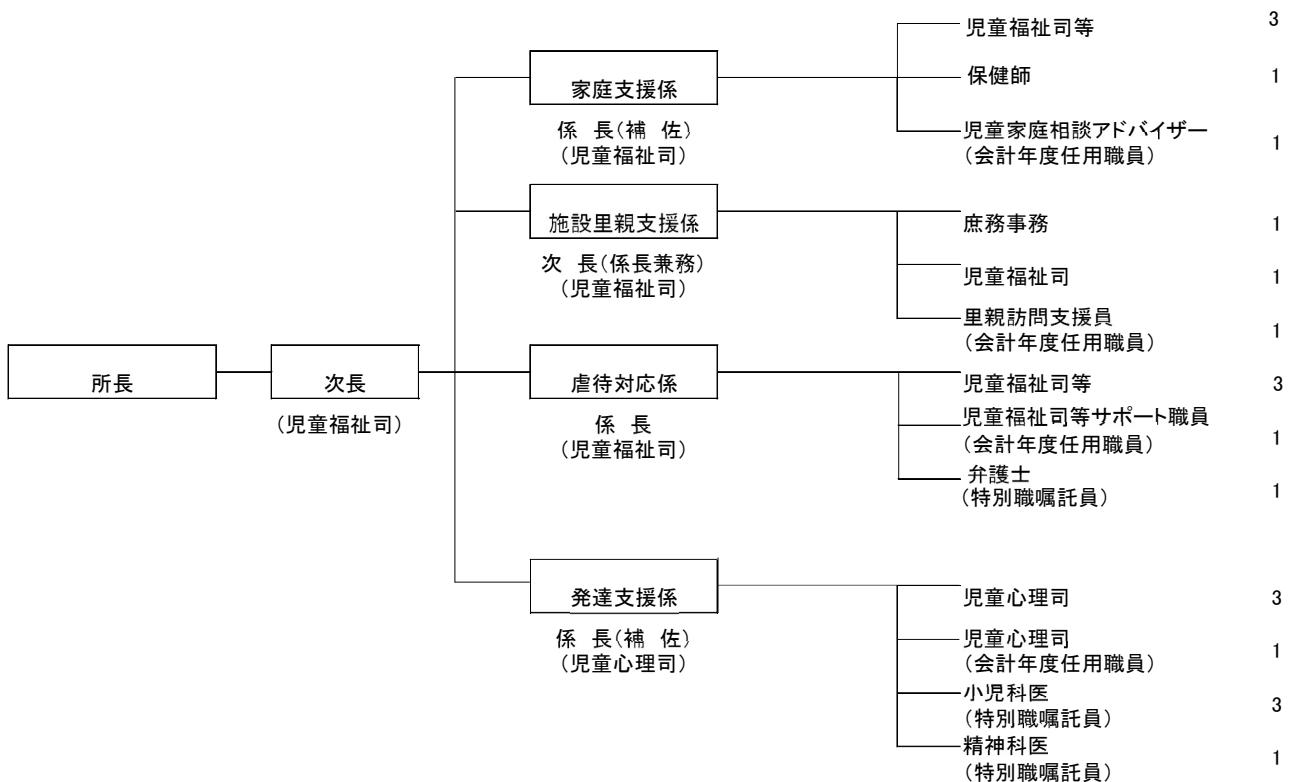
(2) 施設概要

事務室等 津川保健福祉事務所内(事務室2階、相談室1階)

(3) 沿革

- 平成22年4月1日 津川市金井394(津川保健福祉事務所内)に中央児童相談所北部支所を開設し、
北部児童相談係を設置する。
- 平成29年4月1日 北部発達相談支援係を置く。
- 令和2年4月1日 次長及び北部虐待対応係を置く。
- 令和5年4月1日 中央児童相談所北部支所を廃止し、群馬県北部児童相談所を設置する。
所管区域を沼田市、津川市、北群馬郡、吾妻郡、利根郡とする。
組織を家庭支援係、施設里親支援係、虐待対応係、発達支援係とする。

(4) 機構(令和7年4月1日現在)



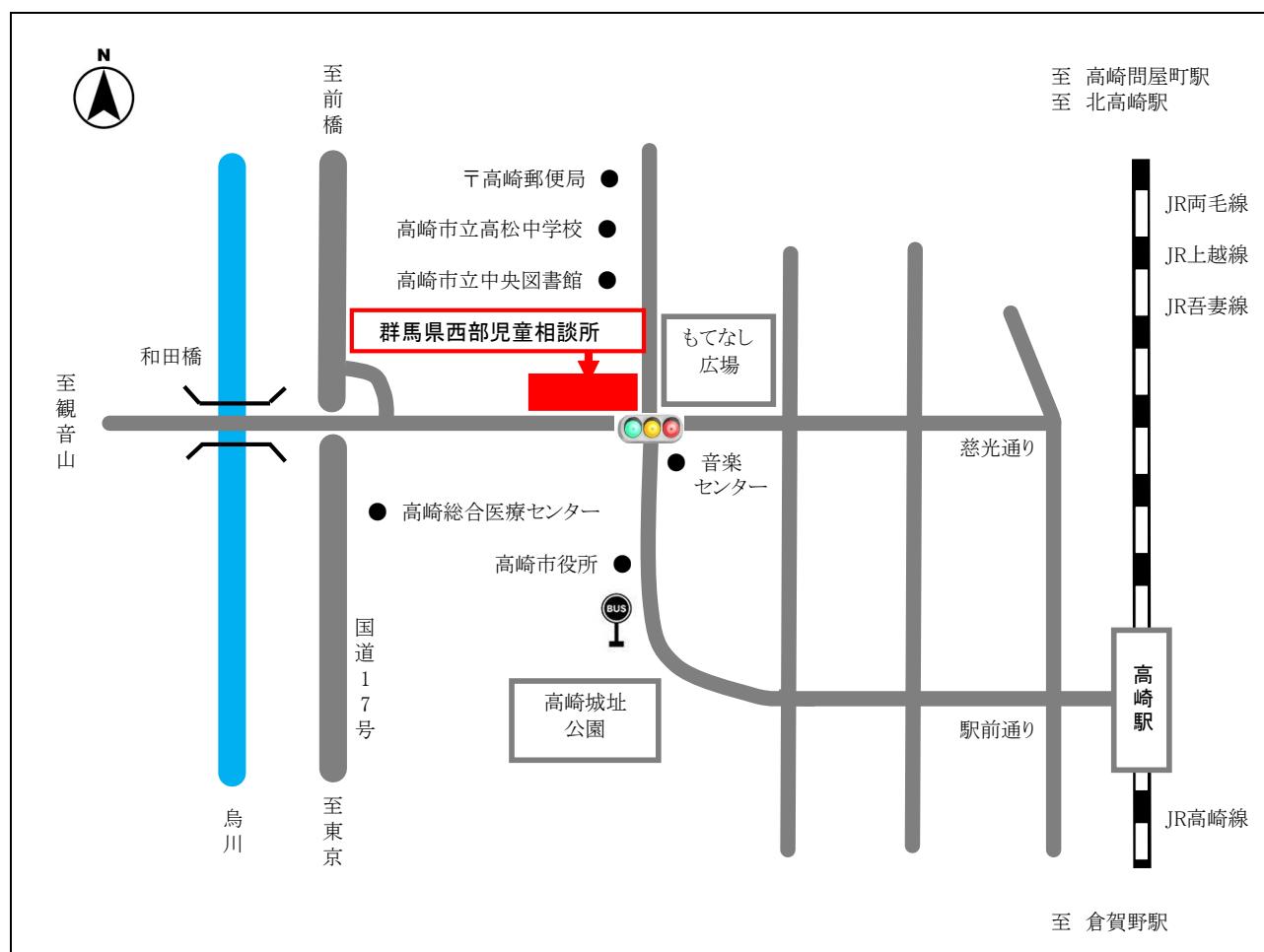
3 西部児童相談所の概況



(1) 所在地

〒370-0829 群馬県高崎市高松町6番地

電 話 027-322-2498 (FAX 027-322-5602)



(2) 敷地面積

3,365.00m²

(3) 建物

事務所棟 鉄筋コンクリート3階建(1,509.00m²)

(4) 沿革

昭和35年5月1日 高崎市中豊岡町170番地の2に群馬県高崎児童相談所として発足。所管区域を高崎市、藤岡市、富岡市、安中市、群馬郡、多野郡、甘楽郡、碓氷郡と定められる。(4市4郡)

昭和46年8月1日 組織を保護措置課、相談判定課とする。

昭和54年4月27日 高崎市八幡町215番地に新築移転する。

昭和55年4月1日 次長を置く。

平成11年1月1日 西部福祉事務所・西部保健所・高崎児童相談所が統合されたことに伴い、高崎保健福祉事務所児童相談部となる。組織を相談調査課、判定指導課とする。一時保護所は中央児童相談所へ統合

平成11年6月7日 高崎市高松町6番地(旧西部保健所庁舎)へ移転する。

平成15年4月1日 組織を相談調査グループ、判定指導グループとする。各グループ員からなる虐待防止活動サポートチームを新設する。

平成16年4月1日 高崎保健福祉事務所こども相談部と名称を変更する。併せて組織を家庭支援グループ、発達支援グループとする。

平成17年4月1日 高崎保健福祉事務所からこども相談部が独立し、西部児童相談所となる。

平成18年4月1日 組織改正により虐待対応グループを設置する。

平成20年4月1日 組織を家庭支援係、施設里親支援係(新設)、発達支援係、虐待対応係とする。

平成21年4月1日 虐待対策専門官を置く。

平成24年3月31日 虐待対策専門官を廃止する。

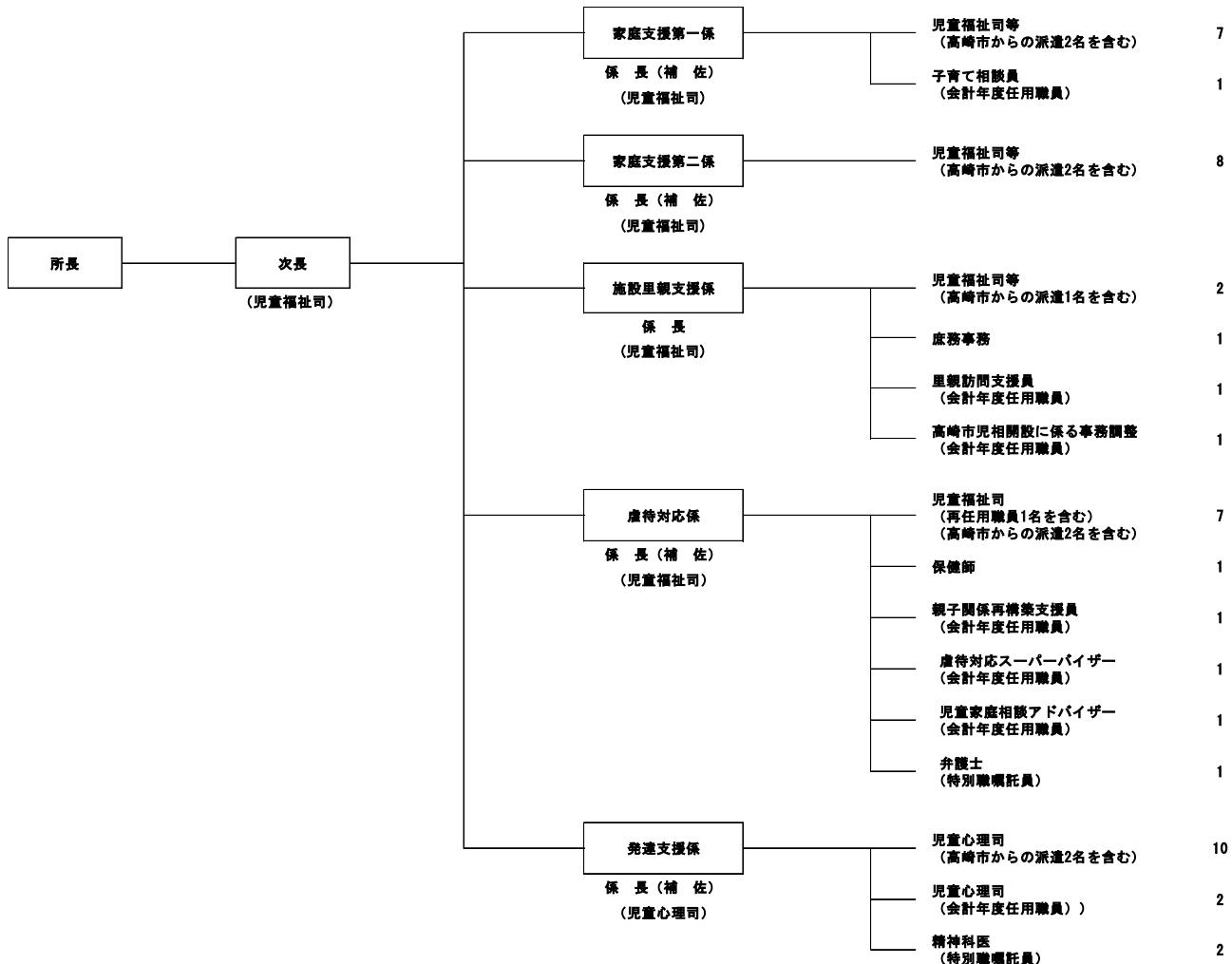
平成26年4月1日 虐待対応スーパーバイザーを置く。

平成29年4月1日 弁護士(嘱託)を置く。

令和4年4月1日 家庭支援係を廃止し、家庭支援第一係、家庭支援第二係を置く。

令和7年10月1日 高崎市児童相談所が開所。(高崎市は西部児童相談所所管外となる)

(5) 機構(令和7年4月1日現在)



4 東部児童相談所の概況



(1)所在地

〒370-0321 群馬県太田市新田木崎町369番地5
電話 0276-57-6111 (FAX 0276-57-6175)



(2)敷地面積

12,684.68m²

(3)建 物

鉄筋コンクリート2階建 (2,756.26m²)

(4) 沿革

昭和42年8月1日	太田市本町36番地の11に群馬県太田児童相談所として発足 所管区域を桐生市、太田市、館林市、新田郡、山田郡、邑楽郡と定められる。(3市3郡)
昭和46年8月1日	組織を保護措置課、相談判定課とする。
昭和49年11月21日	太田市西本町60番27号に新築移転する。
昭和56年4月1日	次長を置く。
平成11年4月1日	東部保健所・東部福祉事務所・太田児童相談所が統合されたことに伴い、太田保健福祉事務所児童相談部となる。組織を相談調査課、判定指導課とする。一時保護所は中央児童相談所へ統合。管轄区域整合化に伴い、勢多郡新里村、黒保根村及び東村が、所管区域となる。
平成11年6月7日	太田市西本町41番34号(旧東部保健所庁舎)へ移転する。
平成15年4月1日	組織を相談調査グループ、判定指導グループとする。各グループ員からなる虐待防止活動サポートチームを新設する。
平成16年4月1日	太田保健福祉事務所こども相談部と名称を変更する。併せて組織を家庭支援グループ、発達支援グループとする。
平成17年4月1日	太田保健福祉事務所からこども相談部が独立し、東部児童相談所となる。
平成18年4月1日	組織改正により虐待対応グループを設置する。
平成20年4月1日	組織を家庭支援係、施設里親支援係(新設)、発達支援係、虐待対応係とする。
平成26年4月1日	虐待対応スーパーバイザーを置く。
平成29年4月1日	弁護士(嘱託)を置く。
令和2年3月9日	太田市新田木崎町369番地5へ新築移転(一時保護所併設)する。
令和2年4月1日	一時保護所を開設、運用開始。次長(一時保護担当)、男児保護係、女児・幼児保護係を新設する。一時保護所定員30人
令和4年4月1日	家庭支援係を廃止し、家庭支援第一係、家庭支援第二係を置く。
令和6年4月1日	女児・幼児保護係を廃止し、女児保護係、幼児保護係を置く。
令和6年11月	一時保護所において、意見表明等支援事業を試行し、外部のアドボケイトの受け入れを開始。

(5) 機構(令和7年4月1日現在)

